

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年1月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2500161 号
厚生局事案番号 : 九州（厚）第 2500020 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成5年11月から平成9年7月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年11月から平成9年7月までの標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成5年11月から平成9年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年11月から平成9年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成8年10月から同年12月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成5年11月から平成7年9月まで	12万6,000円	24万円	—
平成7年10月から平成8年9月まで	13万4,000円	26万円	—
平成8年10月から同年12月まで	13万4,000円	26万円	28万円
平成9年1月から同年7月まで	13万4,000円	28万円	—

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年11月1日から平成9年8月27日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が低くなっている。厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間については、請求者が提出したA社に係る給料明細書及び給料明細(以下「給料明細書等」という。)により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成5年11月から平成7年9月まで	12万6,000円	24万円	一
平成7年10月から平成8年9月まで	13万4,000円	26万円	一
平成8年10月から同年12月まで	13万4,000円	26万円	28万円
平成9年1月から同年7月まで	13万4,000円	28万円	一

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成5年11月から平成9年7月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られないが、当該期間について、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年11月から平成9年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成8年10月から同年12月までの期間については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額及び第三欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額を、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2300146 号
厚生局事案番号 : 九州（厚）第 2500021 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年5月27日、喪失年月日を令和2年1月1日に訂正し、令和元年5月から同年12月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

令和元年5月27日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要である。

令和元年9月1日から令和2年1月1日までの期間については、令和3年10月8日（本件訂正請求に係る受付日）以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年5月27日から令和2年1月1日まで

年金記録によると、請求期間において厚生年金保険被保険者記録がないが、トラック運転手として勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の雇用保険被保険者記録、請求者が提出した給与明細書、請求者が給与振込先とする金融機関が提出した預金元帳等によると、事業所名称はB社とされているところ、A社の元代表取締役の回答、オンライン記録により請求者と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得（令和元年5月27日取得）を取消された記録となっている複数の者（以下「同僚」という。）の回答、同僚が使用していたとするトラックの自動車登録番号の使用者に係る運輸支局の回答等から、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたと判断することが妥当である。

また、日本年金機構が保管する請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「取得届」という。）、取得届（取消届）（以下「取消届」という。）及びオンライン記録によると、当初、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年5月27日、資格取得時の標準報酬月額を53万円として届出されたが、当該資格取得が処理された日と同日に取消処理されているところ、同機構が保管する同社に対する調査関係資料によると、令和3年1月に同社に対する調査が行われ、同月に同社に対して通知された調査結果には、取消届が提出期限までに提出されない場合は、認定（職権）により取消を行うため、自主的な届出について協力を依頼する旨記載されているものの、取消届の受付年月日（2021（令和3）年1月28日）は、当該通知に記載された提出期限内であるにもかかわらず、オンライン記録

によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格は、当該調査が行われた月よりも前の令和2年11月30日付けで取消処理されており、日本年金機構は、当該取消処理を行った経緯は不明である旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（令和元年5月27日）及び資格取得時の標準報酬月額（53万円）の取消処理は有効なものとは認められない。

したがって、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を当初記録されていた令和元年5月27日、喪失年月日を令和2年1月1日、請求期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。